

山梨県食の安全・安心推進条例第21条の運用について ～原産地に関する情報の提供の充実（努力義務）～

1. 趣旨

近年、食品の安全性を脅かし、その信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、食品に対する消費者の情報ニーズが、今まで以上に高まっています。

JAS基準では、農産物については都道府県名、水産物については水域名や都道府県名による原産地表示が求められていますが、畜産物の原産地表示及び加工食品の原料原産地表示については、国産である旨の表示で良いこととされています。

国産である旨の表示から一歩進んで、都道府県名等のより具体的な原産地情報が消費者に提供されることは、消費者が食品を適切に判断し、その判断に基づいて食品を選択する上で拠り所となるだけでなく、食品の信頼性をより一層高め、消費者と事業者の間の相互理解・信頼関係の構築に資するものです。

また、本県産の食品について、本県産である旨の情報が提供されることは、地産地消の推進にも資するものです。

このような趣旨から、山梨県食の安全・安心推進条例第21条第1項では、別に知事が定めるところにより、畜産物や加工食品について、表示その他の方法により、都道府県名等のより具体的な原産地情報の提供の充実に努めるべきことを規定しています。

2. 施行期日 平成25年4月1日から施行

「山梨県食の安全・安心推進条例」（以下「条例」という。）（抜粋）

（原産地に関する情報の提供の充実）

第21条 事業者は、食品に対する消費者の信頼を向上させるとともに、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するため、**国内で生産された畜産物**（食用に供されるものに限る。）**又は加工食品**（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の1第3項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）**を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。**

2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

「食品の原産地に関する情報提供基準」（案）（以下「基準」という。）（別紙）

3. 適用範囲

(1) 対象品目 (基準第2条及び第3条)

条例第21条第1項の規定は、事業者が県内で消費者に販売する次の食品に適用されます。

- ① 国内で生産された畜産物（生鮮食品品質表示基準別表に掲げる畜産物）
- ② 加工食品（JAS基準により原料原産地表示が義務づけられているものに限る。）
 - ◇ 加工食品品質表示基準別表2に掲げる22品目の加工食品
 - ◇ 個別の品質表示基準による4品目の加工食品

JAS基準により原料原産地表示が義務づけられている加工食品	
加工食品品質表示基準	1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
	2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）第2条に規定する農産物漬物を除く。）
	3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
	5 緑茶及び緑茶飲料
	6 もち
	7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
	8 黒糖及び黒糖加工品
	9 こんにゃく
	10 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	12 表面をあぶった食肉
	13 フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	14 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
	15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
	16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
	17 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	18 こんぶ巻
	19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
	20 表面をあぶった魚介類
	21 フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
	22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
個別基準	1 農産物漬物（農産物漬物品質表示基準）
	2 野菜冷凍食品（野菜冷凍食品品質表示基準）
	3 かつお削り節（削りぶし品質表示基準）
	4 うなぎ加工品（うなぎ加工品品質表示基準）

(2) 対象事業者 (条例第21条第1項)

対象品目を県内で消費者に販売する事業者（スーパー、小売店等）

4. 情報提供すべき事項

- (1) 国内で生産された畜産物の原産地に関する情報（基準第2条）
次の①～③のいずれかの事項（JAS基準の表示事項を引用）

- ① 主たる飼養地が属する都道府県の名称
- ② 主たる飼養地が属する市町村の名称
- ③ 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの

- (2) 加工食品の原材料（※）の原産地に関する情報（基準第3条）
次表に掲げる事項

原材料の区分	情報提供すべき事項（JAS基準の表示事項を引用）	
国内で生産された農産物	右の何れかの事項	都道府県名
		市町村名
		一般に知られている地名
国内で生産された畜産物	右の何れかの事項	主たる飼養地が属する都道府県の名称
		主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの
国内で生産された水産物	右の何れかの事項	生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称
		水揚げした港の名称
		水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称
		水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称
削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	右の何れかの事項	都道府県名
		市町村名
		一般に知られている地名
		一般に知られているもの

※ JAS基準により原産地を表示すべきこととされている原材料に限る。

- (3) JAS基準との比較

① 生鮮食品

区分	表示（JAS）又は情報提供（条例）すべき事項	JAS	条例
畜産物	国産である旨	●	△
	主たる飼養地が属する都道府県の名称	◎	○
	主たる飼養地が属する市町村の名称	◎	○
	主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの	◎	○

② 加工食品（加工食品品質表示基準を例として）

区分	表示（JAS）又は情報提供（条例）すべき事項	JAS	条例
農産物	国産である旨	●	△
	都道府県名	◎	○
	一般に知られている地名	◎	○
畜産物	国産である旨	●	△
	主たる飼養地が属する都道府県の名称	◎	○
	主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの	◎	○
水産物	国産である旨	●	△
	生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称	◎	○
	水揚げした港の名称	◎	○
	水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称	◎	○
	水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの	◎	○

●＝原則表示 ◎＝●に代えて表示可

○＝それぞれの区分毎に○の事項のいずれかを情報提供

△＝特別な事情により○による情報提供が困難な場合

5. 情報提供の方法（基準第4条）

- (1) 一括表示による方法（JAS基準による）
- (2) 一括表示以外による方法
 - ① 商品ごとに直接シール、ラベル等を張り付け、又は直接記載する方法
 - ② 商品の陳列棚等にポップ、ラベル等を張り付け、又はカードを差し込む方法
 - ③ 商品の近くにポップ、カード等を下げ、又は置く方法
 - ④ 商品の近く又は消費者に分かりやすい場所に一覧表を掲げる方法
 - ⑤ ホームページ、QRコード等のインターネットを利用する方法
 - ⑥ 電話番号その他の連絡先を商品等に記載して消費者の問合せを受ける方法
 - ⑦ 担当者名等を店内に掲示して消費者の問合せを受ける方法
 - ⑧ その他適切な方法

6. 情報提供にあたっての留意事項

- (1) 事実に基づかない表示であればJAS法に基づき表示違反として指示・公表等の措置の対象となります。
- (2) また、不当景品類及び不当表示防止法により、商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される情報提供を行うこと（不当表示）は禁止されています。
- (3) 消費者からの問い合わせに対して迅速・的確に対応できるよう、日頃から提供できる原産地情報の整理を行うことや、製造等の担当部局との連絡体制、お客様相談窓口等を整備することも重要です。

7. 情報提供を要しない場合

- (1) 生産、製造、加工した施設又は場所における直売（条例第21条第2項）
観光牧場や工場併設の直売所など、食品を生産し、製造し、又は加工した施設又は場所において、事業者が、当該食品を直接に消費者に対して販売する場合には、そもそもJAS基準で、原産地表示及び原料原産地表示を義務づけていないため、条例第21条第1項の規定は、同条第2項の規定により適用されません。
- (2) 特別な事情（基準第5条）
食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等による特別な事情により都道府県名等の原産地情報を消費者に提供することが困難なときは、条例第21条第1項の規定は適用されません。

【参考例】

- ・原産地に関する情報を調達先で確認できない場合
- ・原産地の異なる原材料が製造・加工ラインで連続的に切り替わる場合
- ・原材料の調達上の問題により頻繁に原材料の原産地が切り替わる場合
- ・一定の量を確保する都合上、複数産地の原材料がランダムに混ざってしまう場合
- ・複数産地の肉をまとめて一度に小分けカットするため産地を区分できない場合
- ・複数産地の卵をまとめて一度に選別・包装するため産地を区分できない場合
- ・複数産地のものがランダムに混ざりあって流通している場合（畜産物の内臓等）

8. Q & A

問1) 頻繁に原材料の原産地の切り替えなどを行っており、特定の原産地を明確に表示することが困難な場合の一括表示による情報提供の方法を教えてください。

(答)

- 1 積極的に産地の情報を表示したくても、頻繁に原材料の原産地を切り替えており、明確に表示することが難しい商品も存在すると考えます。
- 2 このため、原材料の原産地を明確に表示することが困難な場合に限り、加工食品品質表示基準第4条第1項第8号オに基づき、消費者に優良誤認を与えない範囲で「A県又はB県」と概ね特定できるような表示をすることができます。また、その際には、別途、「〇〇の原産地は、当社における2011年の取扱い実績の多い順に表示しています。詳細は弊社お客様窓口（電話番号〇〇）にお尋ね下さい。」等の注意書きを必ず原産地の表示と同一視野に表示する必要があります。

なお、例えば、前年度の実績として表示する原産地と当該商品に実際に使用した原産地が異なる場合については、優良誤認を招くおそれがありますのでご注意願います。

- 3 なお、上記のような場合であっても、国産を含めた「又は」表示（例：A県又はA国）は、国産原料が輸入原料に比較して高値で取引されることや、国産原料のイメージが輸入原料のイメージより良いことが多いことから優良誤認する可能性が高く、一般的には認められません。

問2) 原産地情報の提供について、容器・包装への表示以外の情報提供の方法を教えてください。

(答)

- 1 原産地情報の提供について、食品の容器・包装への表示以外の方法には、インターネット、生産情報公表JAS、2次元バーコードの活用のほか、店頭ポップ表示など、様々な方法があります。
- 2 具体的には、インターネットを通じて、商品の原産地情報を提供する場合においては、
 - ① 自社牧場、契約牧場について紹介する形で原産地情報を掲載
 - ② Q&A方式により、製品管理や原料調達の方考え方等と併せて、原産地情報を掲載等の方法が考えられます。
- 3 また、生産情報公表JAS、産地消又は地域ブランド等生産サイドと製造サイドの連携、2次元バーコードによる製品情報の提供といった、単に産地情報に限らない、食品について様々な付加情報を公表する仕組みを活用した原産地情報を提供することも考えられます。
- 4 さらに、消費者がインターネット情報ツールを持っていない場合や、原産地が日によって変更される場合においても、食品の包装・容器に「原産地に関する問い合わせ等は下記の連絡先でお受けしています。」等の記載、陳列棚等のポップ・ラベルの掲出、「サービスカウンター等で店員にお尋ねください」等の掲示などにより、情報が伝えられます。
- 5 なお、必ずしも製品ごとにどの産地のものが使用されているかの情報提供ができない場合は、当該事業者において使用している原産地が季節により切り替わる事を情報提供することも可能です。

食品の原産地に関する情報提供基準（案）

（趣旨）

第一条 この基準は、山梨県食の安全・安心推進条例（平成二十四年山梨県条例第十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（畜産物の原産地に関する情報）

第二条 国内で生産された畜産物（生鮮食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十四号）第二条の生鮮食品であつて、生鮮食品品質表示基準別表に規定する畜産物をいう。）の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- 一 主たる飼養地が属する都道府県の名称
- 二 主たる飼養地が属する市町村の名称
- 三 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの

（加工食品の原材料の原産地に関する情報）

第三条 加工食品の原材料の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄のいずれかに掲げる事項とする。

原材料の区分	提供すべき情報
国内で生産された農産物	イ 都道府県名 ロ 市町村名（加工食品品質表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。） ハ 一般に知られている地名
国内で生産された畜産物	イ 主たる飼養地が属する都道府県の名称 ロ 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの
国内で生産された水産物	イ 生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名称 ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称（加工食品品質表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。） ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名

2 前項に規定する原材料とは、加工食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第五百十三号）、削りぶし品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百五十九号）、農産物漬物品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号）、うなぎ加工食品品質表示基準（平成十三年農林水産省告示第五百八十九号）又は野菜冷凍食品品質表示基準（平成十四年農林水産省告示第千三百五十八号）（次条第一号において「加工食品品質表示基準等」という。）において原産地を表示すべきこととされている原材料をいう。

（情報提供の方法）

第四条 前二条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- 一 生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準等で定める表示の方法
- 二 商品ごとに直接に、ラベル等を貼り付け、又は記載する方法
- 三 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードを差し込む方法
- 四 商品の近くにカード等を下げ、又は置く方法
- 五 消費者の目につきやすい場所に一覧表を掲げる方法
- 六 インターネットを利用する方法
- 七 消費者からの問合せに個別に応じる方法
- 八 前各号に掲げるもののほか、適切な方法

（情報提供の特例）

第五条 事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等による特別な事情により第二条又は第三条第一項に規定する情報を消費者に提供することが困難なときは、可能な範囲でこれらの情報を提供すれば足りる。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。